

大和市公告第47号

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）第7条第2項の規定に基づき、同条例第34条第1項第2号に掲げる軽自動車等に係る同条第2項に規定する軽自動車税（種別割）の減免申請期限であって令和3年5月31日に到来するものについては、その期限を同年6月30日とする。

令和3年5月10日

大和市長 大 木 哲